

第 1 回 愛西市こども家庭センター運営協議会会議録（概要）

会 議 名	令和 8 年度 第 1 回 愛西市こども家庭センター運営協議会
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
開 催 場 所	愛西市役所 南館 2 階 会議室 2－5
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	山口良子委員、水谷友恵委員
議 事 等	1 市長あいさつ 2 会長・副会長の選出 3 協議事項 （１）令和 7 年度こども家庭センター事業実績について【資料 1～6】 （２）令和 8 年度こども家庭センター事業計画について【資料 7】 （３）愛西市における妊娠期からの一体的支援体制について【資料 8-1～8-4】 4 その他
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	—
会 議 資 料	次第 資料 1 令和 7 年度こども家庭センター事業実績について 資料 2 （１）会議等について 資料 3 （２）相談実績について 資料 4 （４）子育て支援ネットワークづくりについて 資料 5 （５）安心して妊娠・出産・子育てできる地域づくりについて 資料 6 （６）啓発活動 資料 7 令和 8 年度こども家庭センター事業計画 資料 8－1 愛西市における妊娠期からの一体的支援体制 資料 8－2 あいさいっ子相談室 出産・子育て応援プラン 資料 8－3 乳児訪問アンケート 資料 8－4 こども家庭センター支援事例 ※非公開
審議経過	別紙のとおり

愛西市こども家庭センター運営協議会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	門間 晶子	
副会長	渡部 佳右	
委 員	鈴木 礼子	
〃	水谷 紀子	
〃	渡邊 志保	
〃	伊藤 玲子	
〃	山口 良子	欠席
〃	横江 一実	
〃	水谷 友恵	欠席
〃	鈴木 円香	
〃	竹内 元子	

事務局

課および役職			氏 名
愛西市長			日永 貴章
健康子ども部	部長兼こども家庭センター長		猪飼 政和
	子育て支援課	課長	桑原有嘉子
		課長補佐	横井 暁子
		主査	神田 真愛
	健康推進課	課長	村瀬さやか
		課長補佐	藤松 志乃
教育部	学校教育課	主幹	伊藤 昭良
		スクールソーシャルワーカー	岩田 有司
		スクールソーシャルワーカー	服部 聡宏

審 議 経 過

発言者	内容（概要）
市長	1. 市長あいさつ
事務局	2. 会長・副会長選出について 会長・副会長の選出について説明（設置要綱第5条）
委員	会長は学識経験者である門間晶子委員を、副会長には小児科医である渡部佳右委員を推薦します。
委員	賛同
会長	あいさつ
副会長	あいさつ
事務局	設置要綱第6条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。
会長	3. 協議事項 協議事項（1）「令和7年度こども家庭センター事業実績について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	（1）「令和7年度こども家庭センター事業実績について」 事務局より、資料1～6に基づき説明
会長	事務局の説明について、ご質問、ご意見ありますか。
会長	妊婦の喫煙率について、資料3の（ア）では2.1%、（イ）では8.9と率が高くなっているのはなぜですか。
事務局	（ア）は、実際に今喫煙している方数です。（イ）は、妊娠前の喫煙歴も含んでいるため高値になっています。ただ、非妊娠時の喫煙率が高いことは課題であると考えています。
委員	資料3ア（オ）産後ケア事業について、利用を希望される方が全員利用できている状況か、希望しても利用できない方がいたかどうか、イ（イ）養護相談の「その他の相談」の内容について、イ（エ）サポートプランにつ

事務局	いて、プラン作成後、終了しているかどうか、3点についてお聞きしたいです。 産後ケアについては、すべての妊婦を対象としておりますので、利用申請があれば受理し、利用決定を行っております。 令和7年度は希望者全員に利用いただきました。ただ、過去には利用希望日に病院のベッドが空いておらず利用日を変更してもらったり、別の医療機関を探したりしたこともありました。 「その他の相談」については、「養護相談」とカウントしている中で、調査して実際に虐待と認定されたものを「児童虐待相談」でカウントし、調査したら虐待ではなかったものを「その他の相談」としてカウントしています。例えば保育園等から「お子さんに傷を見つけ大丈夫か。」という相談があり、実際に調査してみると家で転んだ傷であったことが確認できたものなどです。 サポートプランについては、1回作ったら終わりというわけではなく3か月程度を目途に更新をしています。中には子どもさん自身がサポートプランを作りたいというケースもあり、面談の時にゲームは〇時間にするという目標を立てて、その目標に向けて親は何ができるか、支援者は何ができるか一緒に考えます。次に面談に来たときに、できたことやできなかったことを話しながらブラッシュアップしています。 児童福祉機能で作成する際は、虐待が起こってから継続相談をさせていただいているケースが多く、継続しているケースはこの5件中3件あります。
委員	資料3イ（イ）相談の種類で「性格行動相談」が多くあるようです。対応に工夫していることなどありますか。
事務局	学校や児童館等で暴れてしまうとか逃げ出してしまう、机の上やロッカーの上を歩き回るなど、お子さんの行動や性格についての相談があるとここに分類しています。このようなケースは、学校等子どもが過ごす場から保護者に子どもが困っているのではないかと伝え、あいさいっ子相談室の相談につないでいただくようにしています。継続相談していくと発達課題を抱えたお子さんである場合もあり、受診につなげたり、学校と連携してケース会議を行い、子どもへの対応について検討したりもします。また、スクールソーシャルワーカーの先生方にも間に入っていただき対応を進めているというケースもあります。
委員	児童相談所では、保護者やお子さんによくよく話を聞くと、不適切な養育

	の話が出てきて、虐待が発覚することもあります。そうなると、虐待の指導が先になるため、児童相談所ではこの性格行動の件数は少なくなります。
会長	妊娠届出書の分類について、妊娠がわかったときの気持ちについてはどのような項目がありましたか。
事務局	うれしかった、予想外だったがうれしかった、予想外だったので戸惑った、困った、なんとも思わない、その他自由記載となっています。 資料３ア（イ）で妊娠がわかったときの気持ちでカウントされているのは、マイナスの感情がある方をカウントしています。
会長	協議事項（２）「令和８年度こども家庭センター事業計画について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	（２）「令和８年度こども家庭センター事業計画について」 事務局より、資料７に基づき説明
会長	事務局の説明について、ご質問、ご意見ありますか。
委員	ヤングケアラーについては、学校では家庭への支援が難しいこともありますので関係機関とつながり、相談しながら進めていけたらと思います。
事務局	学校からいろいろな情報が教育委員会には入ってくるため、必要な時には子育て支援課と連携をとり支援しています。 本市では、昨年度からスクールソーシャルワーカーを配置しており、第三者としてご家庭に接触する実績も出てきています。今後も子育て支援課と連携しながら、支援を進めていきたいと思っています。
会長	親子関係形成支援事業について、大変関心がありもう少し詳しく教えてほしいです。
事務局	親子関係形成支援事業につきましては、要支援家庭を対象に予防も含めた子どもへの対応の仕方を学ぶ機会をつくるものです。事業の開始が遅れているのは、人事異動で資格を取得した者が異動してしまい、新たに資格取得が必要になったためです。 要支援家庭を対象とするだけでなく、リスクがある家庭や子どもへの対応に自信がないなという家庭に母子保健と連携して声をかけながら、子

	どもへの適切な関わりを学び、これでいいんだと子育てに自信が持てるような教室運営の検討を始めているところです。
会長	(3)「愛西市における妊娠期からの一体的支援体制について」事務局より、資料8-1～8-4に基づき説明をお願いします。
事務局	(3)「愛西市における妊娠期からの一体的支援体制について」事務局より資料8-1～8-4に基づき説明
会長	事務局の説明について、ご質問、ご意見ありますか。
委員	保健所では月1回医師相談を行っています。はじめ、愛西市から医師相談の希望がありましたが、精神疾患や育児能力、養育環境への対応など、今後の環境整備等複合的な課題のあるケースだったため、ケース支援というだけでなく、ケース全体の困りごとや今後に向けての相談を目的として、より時間の取れる精神保健福祉センターの地域支援事例検討会を案内させていただき実施しました。そこには、精神科医、センターの職員、保健センターをはじめ関係機関に参加してもらうことで、共通認識の元、同じ方向を向いて支援できることになり実施してよかったと思えたケースでした。 事例検討会の場合、主治医がいるケースは非常に難しいことがあります。主治医の治療方針等もあるため、一般的なお話ししかできない場合もありますが、有意義な会になったと思います。 事例検討会に出席した保健所の職員からは、事前の打ち合わせ会を行ったことで、これまでどのようなケース支援を行い、どこに困っているのかを確認できたため、精神保健福祉センターに事例の説明や話し合いたいことを具体的に説明できてよかったと聞いております。
委員	児童相談所としては、虐待の恐れがあるかということや一時保護の要件に当てはまる可能性があるかということでケースに関わっていました。 精神疾患があるからという理由だけでは、ネグレクトとは言えないため、実際に具体的にどういう恐れがあるかというのを聞きづての情報ではなく、入院していた病院など実際母自身を見てきた人たちがどのような状態でどのようなことが起こりうるかと考えているか、具体的な情報を集めるということを第一としました。 二つ目には、ネグレクトとなると、母が加害者となると思われますが、父は保護者として子どもを守ることができるかを検討することになります。いざという時は行政処分として対応しようということにしました。

委員	ただ、職権で保護となると保護者との関係も崩れてしまうため、保護者に同意してもらうことが必要だということで、父から母にしっかり話をしてもらうということを重視して支援しました。 結果的には、一時保護とならなかったのによかったです。 訪問看護を行っています。精神疾患を抱えた方への対応もあります。 退院して間もないころが母も家族もいちばん不安だと思いますので、そのタイミングで訪問看護を利用させていただくのもよいと思いました。直接精神科の医師とやり取りをすることもできるため、連携が取れるとよいのかな、と思いました。 行政だけでなく、地域の医療とも一緒になってこのようなケースを支えていけるとよいと感じました。 資料 8-1 の一体的な支援体制についてです。市では、いろいろなスクリーニングをしてハイリスクの方を抽出しています。私たち医療機関で直接妊産婦さんたちとやりとりをする中で、市の支援が入っている人かどうかの情報があるのとないのとは、対応が異なります。 その連携がどうなっているのかお伺いしたいです。 また、資料 8-3 のチェックリスト等は医療機関でも実施しているものもあります。同じ質問に何度も答えている方もいるかもしれません。市や医療機関、在宅が一連の流れとしてスクリーニングできるよう、うまく循環できるよう調整できるとよいと感じました。
事務局	医療機関からの情報連携は、非常にありがたく感じており早期に支援につなげています。 母子手帳交付の際に、医療機関と連携をした方がよいと判断したケースは、市から医療機関に情報提供・連携をしています。 その時点でリスクがはっきりしていない方については、妊婦健診の結果などを確認し、再アセスメントして、必要なケースは病院と連携しています。ただ、妊婦健診の結果が市に届くのが 2 か月後ということもあり、リアルタイムでは把握できないこともあります。 そんな中、医療機関から直接電話等で連絡をいただくこともありますので、そういった連携を引き続きやっていきたいと考えております。 次に、アンケートについてですが、赤ちゃん訪問のアンケートは、たいいてい生後 1 か月から 2 か月頃に実施しています。例えば 2 人の育児のため、上の子が大変という理由で EPDS が高くなるお母さんもおられます。また、育休を取得してしてくれたお父さんがもうすぐ復帰するということから不安が高くなるお母さんもおられます。 市としては、1 か月健診の EPDS はその時に必要なデータとして見せてい

会長	ただき、赤ちゃん訪の際は、その後の変化をアセスメントする際に必要なものになっています。 令和 7 年度の事業の実績報告をうかがい、そこからまた令和 8 年度の事業計画をお示しいただき、次の課題を見出して進めていただいているなと思いました。丁寧に福祉と保健を一体化させながら、その交流があちこちから見受けられるような形で事業を進めていただいていると思いました。 最後の資料 8－1 もとても興味深かったです。具体的な支援体制の中で何度もスクリーニングという言葉が出てきており、非常に大事だと思う一方で親御さんの立場になった時どう響くのかを常に考えていく必要があると思います。親御さんは「見られている」と感じることもあるかと思うので、受け取る側がどのように感じているかを考えながら、どのように声をかけるか等対応していく必要があると思います。 また、地域の支援関係機関が集まる場で、それぞれの機関が取り組んでいることを共有することも大事なことだと思いながらお聞きしておりました。
事務局	3 その他について 次回の会議開催については、令和 9 年 2 月を予定しております。 委員の皆様にはまたお世話になりますが、よろしくお願いいたします。 閉会